

四日市市告示第149号

四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月26日

四日市市長 森 智広

四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第147号）の一部を改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則<br>(有効期限)<br>2 この要綱は、平成34年3月31日限り、<br>その効力を失う。 | 附 則<br>(有効期限)<br>2 この要綱は、平成31年3月31日限り、<br>その効力を失う。 |

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)